

雁の会会則

(名称)

第1条 この会は、初雁興業株式会社 雁の会 (以下「本会」という) と称する。

(事務所及び事務局)

第2条 本会の事務所及び事務局は、会員企業内に置く。
事務局は、会長又は初雁興業株式会社が指定した者を任命し、理事会の承認を得る。

(目的)

第3条 本会は、初雁興業株式会社の事業の遂行を図るため、安全衛生を重点実施事項と捉え、技術の向上・工事の促進と連絡・労務管理の改善と向上・CSR (社会貢献活動) の実践を目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、初雁興業株式会社と取引のある業者をもって組織する。
毎年12月現在の取引業者をもって、年度の会員数とする。

(入会)

第5条 新会員は、初雁興業株式会社と取引を開始した時点において入会とし、初雁興業株式会社との取引が継続している期間、会員資格は継続する。

(除名及び退会)

第6条 次の各号の一つに該当する会員は、総会の決議を経て除名又は退会することができる。

- ① 本会の主旨に反し会の対面を汚したる者
- ② 2年以上の取引がない者
- ③ 会費を納入しない者
- ④ 建設業法等関連法規に違反した者

(顧問)

第7条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は、本会に功労を与えた者とし、総会の承認を得る。

(理事・相談役)

第8条 本会には20名位の理事と初雁興業株式会社より数名の相談役を置く。

- ① 理事は、会員の中より選び、相談役の確認を得る。相談役は初雁興業株式会社の推薦者とする。
- ② 理事の任期は2年とする、但し、再任を妨げない。
- ③ 理事は、選任・再任に際し、総会の承認を得る。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
会計	1名
会計監査	2名

- ① 役員は理事の中から理事会の決議で選出する。
- ② 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- ③ 役員は、選任・再任に際し、総会の承認を得る。
- ④ 役員の職務は次のとおりである
 - ・ 会長は、本会の代表として会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。
 - ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に不在あるときは、会長の職務を行うものとする。
 - ・ 理事は、会長の諮問に応じるほか、本会の事業遂行に関する事項を審議するものとする。
 - ・ 会計は、会長の指示を受け会計業務を行うものとする。

(理事会)

第10条 本会の事業推進のため年4回以上の理事会を開催する。

理事会は、会長が必要と認めた時期に開催し、次の事項を審議する。

- ・ 総会に関する議案に関する事
- ・ 本事業の立案計画に関する事
- ・ 役員の選出・承認に関する事
- ・ その他、本会運営上必要な事項

(委員会の設置)

第 11 条 本会の目的達成のために理事会が必要と認めた事案がある時は、委員会を設置することができる。

委員長は、理事の中から理事会で選出する。

委員会の開催は、委員長が決定し、召集する。

委員会の開催には、**選任された**副会長が参加するものとする。

(会員の義務)

第 12 条 会員は誠実に本会の主旨を遵守し、第 3 条の目的を達成するため本会の要求に応じ協力する義務を負う。

(会員の会費等)

第 13 条 会費は、毎月の請求額の 3 / 1 0 0 0 とし、上限を 9 0 , 0 0 0 円とする。なお、特別に出資が発生した場合は、理事会で協議する。

(会員の慶弔)

第 14 条 会員（顧問・相談役含む）の慶弔については、別紙「慶弔規程」に定める。

(会員への助成)

第 15 条 会員の資格取得の助成については、別紙「助成金規程」に定める。

(総会及び出席者)

第 16 条 総会は、年 1 回開催する。出席者は、役員、理事、顧問、相談役及**年度の 12 月時点（会計年度末）**で、初雁興業株式会社と**2 年以上**継続的に取引している業者とする。

また、**会長**の発議により、理事会が必要と認めた時は、臨時の総会を開催できる。

総会の議長は、本会の会長が務める。

総会においては、次の事項を決議する。

- ・ **会則の変更に関すること**
- ・ **予算及び決算の承認に関すること**
- ・ **事業計画及び報告に関すること**
- ・ **役員**の承認に関すること
- ・ **その他、本会の運営に必要と認める事項**

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とし、会計報告は総会において行う。

(会則の改訂)

第 17 条 本会の会則の改訂は、理事会で承認を受けるものとする。

(帳簿)

第 18 条 本会に次の帳簿を備え、保存期間を次のとおりとする。

- ・ 会則綴 永年
- ・ 役員名簿及び会員名簿 永年
- ・ 会議議事録 3 年
- ・ 予算、決算綴 3 年
- ・ 金銭出納簿 3 年
- ・ その他本会運営上必要な書類 3 年

「付則」

本会側の施行は	平成 14 年 1 月 1 日	
	平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 29 年 1 月 1 日	一部改正
	平成 29 年 7 月 1 日	一部改正